

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 21 日現在

機関番号：32614

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520830

研究課題名(和文)中・近世起請文の様式についての研究

研究課題名(英文)Kisho-mon during the Middle Ages -Investigation of the written pledges from the standpoint of diplomatics

研究代表者

千々和 到 (Chijiwa, Itaru)

國學院大學・文学部・教授

研究者番号：10013286

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：中近世の日本の誓約の文書は「起請文」と呼ばれた。それは、まず約束の内容を書き、そのあとに「もしウソをついたら、神仏の罰をうける」と書く。これまでその最初の史料とされていたのは、1148年の奈良・東大寺に残る文書だったが、2007年に琵琶湖北岸の塩津港遺跡から出土した木簡は1137年の年号があり、千々和が以前に「勸請型起請文」と名付け、中世初期からの存在を指摘した形式のものだった。これは、まず神仏をこの場に招き(これを勸請という)、そのあとに約束をし、それから「もしウソをついたら、神仏の罰をうける」というものである。本研究は、この新資料を起請文の歴史に位置づけ、その歴史を書き直すものとなった。

研究成果の概要(英文)：During Japanese Middle Ages, there were documents to make pledges called "Kisho-mon". They include details of pledges and the term "If I made a lie, I would be punished by Gods and Buddha". Before this investigation, it was said that the oldest document is the one kept in Todaiji-temple, Nara and the document was made in 1148. However, I set up a new theory that Kanjo-gata Kisho-mon was started to be made before the Middle Ages. The document includes the term to invite Gods and Buddha, details of the pledge, and the same term about the punishment. In 2007, a Mokkan written as it was made in 1137 was found in the remains of Shiozu port located on north shore of Biwako lake. We concluded it is a Kanjo-gata Kisho-mon. This investigation corrected the start of Kisho-mon with the new source.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：起請文 勸請型起請文 罰文型起請文 貞永式目 牛玉宝印 中世史 近世史 血判

1. 研究開始当初の背景

平安時代末に発生した起請文という誓約の文書が、「誓約文言+罰文」の形で明治維新まで連綿として作り続けられたと一般にはいわれていた。それは違うのではないか、というのが、私たちの考えだった。

2. 研究の目的

起請文の様式の変化について実証的に跡づける研究がないので、何よりもまずそれが必要だと考え、とりわけ、これまで顧みられていなかった「霊社上巻起請文」等についてその意味の明確化を目指した。

3. 研究の方法

(1)大きく分けて次の3つの方法をとった。都道府県史等の総めぐりによって、起請文の編年目録を作成しデータベースを作成する。これまで本研究のような観点からはほとんど調査されていない史料群を中心に、できるだけ多くを調査し詳細な記録をとる。適宜、全体の研究会、及び個別の検討会を開いて、調査の進展状況を確認する。

(2)なお、最終年度の3月15日~5月18日までの間、國學院大學博物館において本科研グループが主催する企画展「起請文と牛玉宝印」を開催し、実物資料を前にして、見学に訪れた多くの研究者・市民と、意見交換をした。

4. 研究成果

(1)調査、史料収集をした文書群は以下の通りである。

- ・23年度 伊達家文書(近世、仙台市博物館)、今山八幡宮所蔵文書(近世、宮崎県延岡市)、内藤家文書(近世、明治大学博物館)
 - ・24年度 池田家文書(近世、岡山大学図書館)、毛利家文書(戦国、毛利博物館)、黒田家文書(中世・近世、福岡市博物館・九州大学図書館)
 - ・25年度 伊達政宗起請文(中世、宮城県角田市郷土資料館、茨城大学高橋研究室)、長宗我部元親起請文(中世、高知県立歴史民俗資料館)、竹生島宝巖寺文書(中世、滋賀県長浜市)、福井県小浜市神宮寺牛玉宝印、福井県高浜町大成寺文書(中世)、米沢市上杉博物館(中世、上杉家文書)、新潟県長岡市新潟県立歴史博物館(中世、越後文書宝翰集)
- それぞれ、文書所蔵者各位のご厚意により原本を熟覧し、血判、牛玉宝印等について十分に調査させていただくことができ、貴重な知見が得られ、詳細な記録をとることができた。

(2)本研究の総まとめとして、2014年3月15日から5月18日までの間、國學院大學博物館を会場として、「起請文と牛玉宝印」と題する大規模な企画展を開催した。多くの原本

のほか、国宝級の史料については実物大のカラー写真パネルによって展示し、最新の知見をわかりやすく解説した。したがって、この解説こそが、起請文研究の、現段階の「通史」といえる。

以下にそれを示す。

第一章 黎明期の起請文

人が約束をするときに、神・仏にかけて誓うということは、『日本書紀』の時代から記録されている。ただ、それらは「言葉」による誓いで、「誓言」と呼ばれる。その約束を文書の形で書き、その実例が残されているのは、12世紀以降のこととなる。それが、「起請文」とよばれる文書の発生である。紙本文献で初見とされる起請文は、東大寺文書の中に見られる「三春是行起請文」で、12世紀半ばの久安4年(1148)のものであり、以前からよく知られていた。これは誓約内容が記された後に、もしこれが偽りであれば罰をうけるという「罰文」が続くものである。こうした書式の起請文は、その後も広汎に用いられており、私たちの研究グループでは、これらを「罰文型起請文」と呼ぶことにしている。

ところが2007年、滋賀県の琵琶湖北岸の塩津港遺跡で、大きな木簡がたくさん発見された。それらのうちには、まず神々を勧請し、次に請け負った荷物を失わない旨の誓約内容を書き、そして文末に「以上の文言にウソがあれば、勧請した神々の罰を受ける」という形式の起請文を書いたものが多く見られた。そしてそれらの起請文木簡のうち最古の年次は、なんと保延3年(1137)と書されたものだった。つまり紙本文献の最古の起請文よりも、11年もさかのぼることになったのである。この書式の起請文は、少し遅れた時期の起請文が石山寺文書などで知られており、これらを私たちは「勧請型起請文」と呼んでいたが、この木簡の発見によって、12世紀、起請文の黎明期に、二つの書式が同時に存在していたことが判明した。

そして、もう一つ重要なことは、江戸時代の起請文の常識によって、しばしば起請文は「熊野の牛玉宝印の裏に書かれ、しかも血判がされるものだ」と言われるのだが、黎明期の起請文には、牛玉宝印は用いられず、血判も据えられることはなかった。つまり、江戸時代の起請文の書式は、それ自体が歴史的に形成されてきたものなのだ、ということである。

今回の展示を通して、こうした起請文の変遷、あるいは発展の歴史の概要と研究の現段階を明らかにし、同時に観覧者には起請文という文書の面白さを示すことができたと思う。

[主な展示品]

「塩津港遺跡出土木簡」(保延3年墨書銘ほか。実物大の写真。滋賀県教育委員会所蔵)、「三春是行起請文」(久安4年銘。写真。奈良県・東大寺所蔵 国宝・東大寺文書)

「山崎種二旧蔵文書」(國學院大學図書館所蔵)建保6年(1218)5月7日 紀末弘等連署起請文、元仁2年(1225)3月 五楽法師起請文。いずれも、『鎌倉遺文』には収載されていない。

第二章 牛玉宝印の発生と起請文

牛玉宝印はしばしば「起請文の料紙」と理解されているが、本来は修正会・修二会など初春のまつりで調製・配布される護符の一種である。現在でも、奈良県や滋賀県などをはじめ全国の古刹のうちには、こうした行事が続けられているところがある。平安末期から、熊野詣などの記録に「牛玉」の名が散見されており、これは牛玉の朱印を額[おでこ]に捺したり、小紙片に捺した朱印を授与したものだと思われる。のちに差異化を図るために発行した寺社名が書かれ、さらには版木で刷られるようになったのであろう。そうして授与された牛玉宝印は、通常は身の守りとして用いられ、あるいは家の戸口などに貼られて家の守りとされたものである。

鎌倉時代になると、起請文を作成するときにこの牛玉宝印を料紙として書くことが始まった。現存する史料の中では文永3年(1266)12月の東大寺世親講衆等連署起請文に用いられた「東大寺二月堂牛玉宝印」と「那智滝宝印」とが最古のものである。これらはいずれも版木で刷られた牛玉宝印であり、それ以前から牛玉宝印があったことは間違いないと言える。

ただ、「吾妻鏡」文治元年(1185)5月24日条には、源頼朝に疑われた源義経が「諸神諸社の牛玉宝印の裏」に全く異心をもっていない旨を記した数通の起請文を書いて提出したという記事(いわゆる「腰越状」)があるが、起請文・牛玉宝印の研究からすると、この記事に信をおくことは難しい。

[主な展示品]

「東大寺世親講衆等連署起請文」二通(文永3年。写真。奈良県・東大寺所蔵 国宝・東大寺文書)

第三章 起請文の定着した時代

南北朝・室町期から戦国時代へ

南北朝・室町期の起請文

このころには、起請文は武士たちの盟約や敵対する者との和平のあかしとしても用いられるようになる。そうしたとき、血判を据えるという作法が行われたことが、太平記などにはしばしばみられるが、応仁の乱以前の実例はまだ極めて少ない。またこの時代、比叡山を中心とした社会で「大師勸請起請文」と呼ばれる起請文が書かれたが、これは「勸請型起請文」のひとつの形式である。

[主な展示品]

「文明3年(1471)正月24日 東寺寺僧百姓等連署起請文」(個人蔵)

戦国時代の起請文

抗争を繰り返した戦国大名たちは、他の大名との和平のときに起請文を交換し、また家臣たちに忠誠を求めるとき、しばしば起請文を提出させた。他の大名との和平の起請文としては、徳川家康が上杉謙信にあてた起請文、織田信長が本願寺に与えた起請文、北条氏康らが上杉謙信に与えたものなどがよく知られている。また家臣に忠誠を誓わせたものとしては、上田市の生島足島神社に残されている80数通の「武田信玄武将らの起請文」があり、これは信玄配下の武将等が忠誠を誓っていずれも熊野牛玉を料紙として、血判を据えたものである。

しかし、しばしば一揆が結ばれ、蜂起した室町～戦国の時代、実は土民らが一味神水した起請文は残っていない。これは、起請文を焼いて灰にして神水に浮かべて飲み回すというよく語られる作法からすれば当然なことともいえようか。

[主な展示品]

「足利義秋(昭)起請文」(永禄10年(1567)2月24日。写真。米沢市上杉博物館所蔵、国宝上杉家文書)

「上杉輝虎起請文」(永禄13年(1570)正月5日。写真。米沢市上杉博物館所蔵、国宝上杉家文書)

「武田勝頼書状」(天正7年(1579)11月18日。写真。米沢市上杉博物館所蔵、国宝上杉家文書)

血書と血判

自己の心にある決意を強調するために血書が書かれることは、歴史上しばしば見られる。保元の乱(1156年)に敗れて讃岐(香川県)に流された崇徳上皇が、怨みをこめて血で五部の経典を書写したことなどは、よく知られた話であろう。近衛前嗣が上杉謙信に与えた起請文も、重要な史料である。その他、起請文で血を滴らせて血判とすることは、戦国時代以降にはよく行われた作法である。これらの事例は、いずれも、荻野三七彦氏が言うように、自らの思いを強く示すものと理解される。

ただ、血判は、通説では南北朝時代初期に肥後菊池氏の起請文に2通見られることが示されるが、調査した実例では、その後応仁の乱のときまで見出すことができずにいる。菊池氏の血判は、ほんの小さな点状のもので、血痕なのではあるが、できることならば慎重に確認する必要があるのかもしれないと思う。その後16世紀にはいると、たくさん事例を見出すことが出来るのだが、それも私たちの調査の結果では、地域によって早い・遅いの時間差がかなり大きいことが確認されている。

そして、血判が一般化する戦国時代でも、全文が血書の近衛前嗣血書起請文や大量の血痕を残す上杉謙信、伊達政宗、龍造寺文書のいくつかの起請文のような血判の例がある一方で、血判を嫌がっているのではないか

とさえ思える小田原北条氏や武田信玄、徳川家康などの例もあり、作法は必ずしも一樣とはいえない。

江戸時代になると、起請文に血判はつきものとなり、血痕は概して小さくなる。これは、「誓詞針」の使用が一般化したためもあるが、こうした中でも、展示した「狂言釣狐相伝起請文」などのように、比較的大きな血痕を残す起請文も、決してまれではない。

[主な展示品]

「近衛前嗣血書起請文」(永禄2年(1559)6月。写真。米沢市上杉博物館所蔵、国宝上杉家文書)

「西郷宗浦等連署起請文」(天正5年(1577)10月。写真。原本は、佐賀県立図書館所蔵。龍造寺文書。)

霊社上巻起請文

戦国時代後半から「霊社上巻起請文」という起請文に関する記事や実例がみえてくる。これは数百にのぼる神仏を勧請し、ウソをついたときはそれらの神仏の罰を蒙ることを記したものである。神仏名だけで七紙にわたることもあり、「七枚起請文」と呼ばれる場合もあった。

この起請文は、豊臣政権末期には政権の「公式起請文」とされたものと私たちは推定している。江戸時代に入り、島津氏が琉球を服属させ、琉球王の代替りごとにこの形式の起請文を提出させたことが知られており、それらは島津家文書の中に残されているが、西国の諸大名は江戸時代に入ってもかなり後まで、この形式の起請文を家臣たちに書かせていたことが最近の私たちの調査・研究で明らかになってきた。そうした場合、起請文の端作りは「霊社上巻起請文」とは書かれず、「霊社起請文」と書かれる例も多い。

[主な展示品]

「琉球王尚寧起請文」(慶長16年(1611)9月。写真。原本は東京大学史料編纂所所蔵、国宝島津家文書。)

第四章 江戸時代の起請文

江戸時代になると、将軍代替りごとに「代替り誓詞」を諸大名たちに書かせたといわれている。ただ、最近の大河内千恵氏の研究では、その作法が定まるのは時期を追って変化していたものであり、従来いわれていたものより遅く、5代将軍綱吉の代にほぼ確定したこと、また幕府役職就任の誓詞も、いくつかの変遷を経て幕末まで作成され続けたことなどが明らかになった。

諸大名でも幕府起請文の影響を受け、或いは戦国時代以来の家の伝統を引き継ぎ、家臣たちに様々な場面で起請文を書かせることが行われていた。

江戸時代の起請文は、形式的で実質的なものではないと考える風潮があり、研究が進んでいなかったが、鳥羽藩起請文の整理・調査研究をきっかけとして研究が進み、家ごとの

作法や幕府起請文との関係などが次第に明らかになってきている。

ただし、各大家名では大量に起請文が書かれたが、それらがよく保存されたものは、知られているものでは、まだ十指に足りない。最近調査されたところでは、この大家名の起請文は、幕府倒壊後も廃藩置県まではよく似た作法が継続していたものといえる。

[主な展示品]

「延岡・内藤家御側医書き継ぎ起請文」(明治大学博物館所蔵)文政11年(1828)~慶応元年(1865)

「志摩・鳥羽藩書き継ぎ起請文」(國學院大學神道資料館蔵)

「狂言釣狐相伝起請文」(安政7年(1860)。個人蔵)

(3)本研究を進めるにあたって、研究協力者の大河内千恵氏はとても大きな貢献をしてくれたが、とりわけ江戸時代の起請文研究については、これまでの漠然とした理解を、緻密に書き換えたということができよう。以下、大河内氏の見解の要旨を掲載する。

近世起請文研究の到達点

2014年6月2日 大河内千恵(研究協力者)

近世に書かれた起請文は多岐にわたるが、本科研で具体的な史料に基づいて検討したのは、主として江戸幕府や大名に提出された起請文についてである。これらの起請文のうち、幕府に提出された起請文を幕府起請文、大名(藩庁)に提出された起請文を大家名家起請文と仮によぶこととし、検討の結果明らかになったことを以下にまとめてみたい。

明らかになったことの第1は、幕府起請文の書式の変遷である。すなわち、従来幕府起請文は、端作り文言(冒頭の事書)は「起請文前書」、神文は式目神文(御成敗式目末尾に付された起請文の神文)と定めた幕府書札礼に基づいて書かれた、と大雑把に言われてきたが、端作り文言と神文がこのような文言に固定化するのはおおむね5代将軍綱吉のころからであり、それ以前の幕府起請文は様々な書式で書かれていたことが確認できた。そして、提出される起請文の書式を定型化しようとする幕府の思想は、血判位置にも及んでおり、幕府起請文の血判位置は、おおむね9代家重の治世後半ごろから「花押の丸の中」に固定されていき、以後定型化することになる。

第2に明らかになったのは、戦国時代以降の起請文書式には、誓約者の「家」の歴史が強く反映される場合が多い、ということである。室町幕府以来の歴史を有する大家名ほど、端作り文言・神文・血判位置にその家特有の文言や位置を持つ場合が多いことが確認できた。こうした状況の中で、幕府が定型化された起請文書式を大名・幕臣に提示し、従わせたことは、諸大名に対する幕府の優位性を

誇示し、確認させる効果を狙った、きわめて政治的な行為であったことが確認できた。

第3に明らかになったのは、幕府起請文の提出儀礼に関してである。幕府起請文の提出儀礼については、幕末から明治初期に盛んにまとめられた江戸幕府「思い出の記」ともいうべき一連の記録に頻出するため、ここに描かれた儀礼が幕府起請文の提出儀礼すべてであると誤解されてきた。しかし、少なくとも5代將軍綱吉期までの幕府起請文、特に役職就任時の起請文(当時の呼び方に従って以後「御役誓詞」と呼ぶ)提出儀礼においては、「固メ」と呼ばれる、同役同士で取り交わす起請文が、幕府に提出する御役誓詞とは別に書かれ、これら2種類の起請文はセットとして幕命でやり取りされていたことが明らかになった。この「固メ」の起請文がすべての役職で取り交わされたかどうかは現時点では不明だが、多数の役職でやり取りされたことは確認できる。しかし、5代綱吉期以降になると、役職就任時の起請文は御役誓詞に一本化され、「固メ」の起請文は姿を消していくことになる。

第4に明らかになったのは、近世起請文に特有の書式である書き継ぎ起請文の本質についてである。先行研究の中では、前書(誓約内容)・神文はそのままに、署判だけ書き継いでいく書き継ぎ起請文は、「簡便な起請文書式」としてのみ評価されてきたが、書き継ぎ起請文は、実は近世社会においては一紙に書かれた、過去の誓約者たちと共に誓いあう、時空を超えた連署起請文であり、それゆえに署判を書き継ぐ行為が重要視され、成立した書式であることを指摘した。

最後に明らかにしたのは、近世起請文に使用された牛玉宝印に関してのいくつかのことがらである。従来江戸幕府起請文では、使用される牛玉宝印は那智滝宝印に限定される、と言われてきた。このことについては、那智滝宝印以外の熊野牛玉宝印を使用した事例を一例のみ紹介した研究者がすでに存在していたが、本研究では本宮系熊野山宝印(現行の熊野本宮大社配布牛玉宝印に図様が似ている熊野山宝印を仮にこのように呼ぶ。新宮も同様)・新宮系熊野山宝印を料紙とする幕府起請文の事例や幕府右筆関係の史料を提示して、幕府起請文料紙が熊野牛玉宝印に限定されるものであっても、決して那智滝宝印にのみ限定されるものではなかったことを明らかにした。そのうえで、なぜ那智滝宝印のみが幕府起請文料紙と誤解されるほど近世社会で一般的に使用されるようになったか、について考察し、紀州熊野三山本願所による牛玉宝印配布権の独占をねらった動きや、江戸における紀州熊野本願目代所代役泉院の働きを明らかにした。その結果、おおよそ江戸時代中期から後期にかけて、紀州熊野三山が非配下寺社による熊野牛玉宝印の配布を妨害することに成功し、江戸の町における熊野牛玉宝印の配布をかなり独

占的に行えるようになったこと、江戸目代所代役泉院がその勢力伸長に貢献したことなどが確認できた。

以上5点が、現時点における近世起請文研究の到達点の主要な部分である。

(以上の諸点については、拙著『近世起請文の研究』(吉川弘文館、2014年3月刊)で詳細に論じた。)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

千々和 到、バジル・ホール・チェンバレンのお札コレクション、日本村落自治調査研究所研究紀要、査読無、17巻、2013、1-18

長又 高夫、北条泰時の道理、日本歴史、査読有、774号、2012、19-35

千々和 到、花の都のお札展、日本歴史、査読有、774号、2012、36-39

〔学会発表〕(計 10 件)

千々和 到、起請文と牛玉宝印展について、国史学会例会、2014.4.12、國學院大學

千々和 到、中世東国武士の信仰の風景、シンポジウム・東国武士の精神世界・主催埼玉県立嵐山史跡の博物館、2014.2.2、国立女性教育会館

千々和 到、起請文科研の到達点と反省、護符起請文研究会、2014.3.29、國學院大學

千々和 到、戦国武将の起請文、町田史考会、2013.4.20、町田市民フォーラム
山崎 布美、織田政権期の靈社起請文について、護符起請文研究会、2013.1.18、國學院大學

大河内 千恵、江戸時代の靈社起請文について、護符起請文研究会、2013.1.18、國學院大學

長又 高夫、北条泰時と起請、護符起請文研究会、2012.10.27、國學院大學

千々和 到、神代文字の印を牛玉宝印の代わりにした起請文、護符起請文研究会、2012.10.27、國學院大學

千々和 到、B.フランクのお札コレクションとB.H.チェンバレンのお札コレクション、国際シンポジウム・おふだー日本の神仏の御影ー・主催コレージュ・ド・フランス、2012.3.1、コレージュ・ド・フランス(パリ)

千々和 到、日本のおふだに書かれた字、国際シンポジウム・文字の宇宙・主催同志社大学大学院文学研究科、2011.11.20、同志社大学

〔図書〕(計 1 件)

大河内 千恵、吉川弘文館、近世起請文の研究、2014、324

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

(1)ホームページ等

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/gofu/>

(2)企画展「起請文と牛玉宝印」、期間
2014.3.15～2014.5.18、國學院大學博
物館

http://www.kokugakuin.ac.jp/oard/muse05_00002_1.html

(3)書籍掲載論文

矢部 健太郎、前田玄以の呼称と血判起
請文、柏書房、山本博文・堀新・曾根勇
二編・豊臣政権の正体、2014、239-264
堀越 祐一、豊臣五大老の実像、柏書房、
山本博文・堀新・曾根勇二編・豊臣政権の
正体、2014、293-328

6. 研究組織

(1)研究代表者

千々和 到 (CHIJIWA, Itaru)
國學院大學・文学部・教授
研究者番号：10013286

(2)研究分担者

矢部 健太郎 (YABE, kentaro)
國學院大學・文学部・准教授
研究者番号：20459001

(3)連携研究者

()
研究者番号：

(4)研究協力者

大河内 千恵 (OHKOUCHI, Chie)
國學院大學・大学院・特別研究員

窪田 涼子 (KUBOTA, Ryoko)
國學院大學・文学部・兼任講師

角田 朋彦 (TSUNODA, Tomohiko)
京都造形芸術大学・非常勤講師

長又 高夫 (NAGAMATA, Takao)
身延山大学・仏教学部・准教授

堀越 祐一 (HORIKOSHI, Yuichi)
國學院大學・文学部・兼任講師

山崎 布美 (YAMAZAKI, Fumi)
東京大学・史料編纂所・非常勤職員